

那須塩原駅周辺エリアプラットフォーム構築及び公共空間利活用社会実験支援業務委託 仕様書

1 業務名

那須塩原駅周辺エリアプラットフォーム構築及び公共空間利活用社会実験支援業務

2 業務の目的

本市では、那須塩原駅周辺まちづくりの推進において、新庁舎の整備に加え駅前広場、市道東那須野大通り線等の交通空間の再構築を図り、駅とまちをつなぐ人中心の歩いて楽しい空間の構築を図ることとしている。

本業務は、新庁舎の市民公園並びに駅前広場及び市道東那須野大通り線の再編に伴って創出する歩行者空間（以下、「新たな広場空間」という。）を、地域の関係者が主体的かつ継続的に利活用し、人が集まりたくなる魅力的なエリアとして育てていくため、エリアプラットフォームの構築に向けた設立準備を行うものである。

令和8年度においては、令和7年度に立ち上げたエリアプラットフォーム準備会に加えてさらなる関係者の掘り起こしを行うとともに、新たな広場空間整備後の将来的なエリアマネジメント法人の組成につながる基盤を構築するための準備を行う。

また、令和8年10月下旬から実施を予定している市道東那須野大通り線等の交通規制社会実験と連動し、交通規制区域（詳細は別紙1を参照）内の空間利活用を図る企画を実施するとともに、その効果を検証する。これによって得られた効果を新たな広場空間整備及びエリアプラットフォーム構築の検討材料とする。

受託者は、エリアプラットフォームの組成目的、構成員候補、規約案、活動計画案等を整理し、令和9年度以降にエリアプラットフォームを継続的に運営できる状態を目指すものとする。なお、将来的には、新たな広場空間の利活用調整及び日常管理、イベント・マルシェ等の企画運営、広告・協賛等の収益事業、新庁舎及びその他公共施設との連携等を担うエリアマネジメント組織の組成及び都市再生推進法人の指定を視野に入れるものとする。

3 履行場所 那須塩原市内

4 対象区域

本業務の対象区域は、那須塩原駅周辺まちづくり基本計画に掲げる対象区域とする。

なお、現時点での将来的なエリアマネジメントの対象範囲は、次の段階的な展開を想定する。

- (1) 第一段階：那須塩原駅西口駅前広場を中心とする区域
- (2) 第二段階（新庁舎竣工以降）：那須塩原駅西口駅前広場及び新庁舎周辺を中心とする区域

- (3) 第三段階（西口駅前広場及び市道東那須野大通り線の再編以降）：新たな広場空間を中心とする区域

5 履行期間 契約日の翌日から令和9年3月26日(金)まで

6 提案上限額 10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

7 業務の基本方針

受託者は、本業務の実施にあたり、次の事項を基本方針とすること。

- (1) エリアプラットフォームの構築を本業務の主たる目的とし、社会実験はそのための関係者の巻き込み、担い手の発掘、公共空間利活用の検証及び設計反映に資する取組として位置づけること。
- (2) 那須塩原駅周辺まちづくりの経緯を踏まえ、エリアプラットフォームの活動目的や進め方が抽象的にならないよう、令和9年度以降の具体的な活動につながる方向性を導くこと。
- (3) 業務の履行にあたっては、国土交通省の「官民連携まちなか再生推進事業」の補助の活用を見据えたものとする。
- (4) 団体・機関としての参画だけでなく、将来的なエリアマネジメント組織の核となり得る個人、事業者等の地域プレイヤーの掘り起こしを重視すること。
- (5) 公共空間利活用社会実験については、一過性のイベントにとどめず、新たな広場空間における日常的な空間利活用の可能性が検証できる内容とすること。
- (6) 新たな広場空間の創出によって得られる効果や問題点を把握し、今後の関係者への説明や令和9年度以降に予定している基本設計、実施設計、整備、新たな広場空間の管理運営、エリアマネジメント組織の立上げを見据えた成果を作成すること。

8 業務内容

(1) 業務計画書の作成

契約締結後速やかに、業務の実施方針、実施体制、工程計画、関係者調整方針、社会実験利活用方針、効果検証方針等を記載した業務計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。

特に、令和8年10月下旬から実施を予定している交通規制社会実験と連動する公共空間利活用社会実験については、契約締結後速やかに実施方針を発注者に提示し、協議を行うこと。

(2) 既往資料及び取組経緯の整理

発注者が提供する既往資料、協議体レポート、過年度の検討資料、エリアプラットフォーム準備会の取組経緯、とまり木プロジェクト等の取組内容、駅前広場及び市道東那須野大通り線の再編に係る資料等を整理し、本業務における課題及び論点を整理

すること。

(3) エリアプラットフォーム構築要件の検討

那須塩原駅周辺の現状、課題、まちづくりの経過を踏まえ、那須塩原駅周辺におけるエリアプラットフォームの目的、対象範囲、構成員、役割分担、運営方法、活動資金源等のエリアプラットフォーム構築要件を検討すること。

なお、構築要件の検討にあたっては、将来的なエリアマネジメント組織の立上げ及び当該組織を中心とした持続可能なまちづくりの推進体制への発展を見据えたものとする。

(4) 関係者の掘り起こし及びヒアリング

エリアプラットフォームの構成員候補、将来的なコア人材候補、公共空間利活用の実践者候補等を洗い出し、関係者ヒアリングを実施すること。ヒアリング件数は 10 者以上を基本とし、対象者は発注者と協議の上決定するものとする。

(5) ワークショップ・勉強会の企画運営

エリアプラットフォームの設立に向け、エリアプラットフォームの構成員候補、地域住民、関係事業者等を対象にワークショップや勉強会などを開催し、目指すべき将来像を考える機会やまちづくりへの関心を高める機会を企画運営すること。開催回数は 2 回以上とし、実施時期、対象者、議題、進行方法等については、発注者と協議の上決定する。

(6) 公共空間利活用社会実験の企画及び実施

令和 8 年 10 月 23 日（金）から 11 月 1 日（日）までの 10 日間実施を予定している交通規制社会実験と連動し、交通規制区域内の空間利活用企画を提案し、実施すること。なお、交通規制そのもの、交通誘導、警備、交通規制資材の設置等は本業務の対象外とする。

公共空間利活用社会実験は、市民、来街者等の日常使い、非日常使いを促す社会実験とする想定であることから、10 日間の社会実験のコンセプト及びキービジュアルを作成し、効果的な周知を行うこと。

なお、本業務において行う空間利活用企画の実施対象期間は、準備・片付けを含めて 10 月 24 日（土）から 28 日（水）までの 5 日間を想定しているが、発注者と協議の上実施対象期間を超えて実施することができる。

なお、10 月 29 日（木）から 11 月 1 日（日）までは、10 月 31 日（土）に実験会場において実施を予定している「食の循環」をテーマにしたイベントで空間利活用が予定されているため、受託者は、発注者及び関係者と協議の上、連携又は効果検証の対象とすることができる。

企画を実施するうえで必要となる物品の調達、設置及び撤去、当日の運営支援、広報、実施に伴うごみ処理その他必要な対応は、本業務に含むものとする。ただし、地域事業者等への声かけ及び関係者調整については、発注者と協議の上、役割分担を行うことができる。

(7) 公共空間利活用社会実験の効果検証

公共空間利活用社会実験の実施結果について、効果検証を行うこと。

効果検証にあたっては、新たな広場空間の創出によって得られるメリットを説明できるように、定性的及び定量的なデータを収集、分析すること。

検証項目、調査手法、調査対象、分析方法等については、受託者の提案を踏まえ、発注者と協議の上決定する。

(8) 新たな広場空間利活用方針の作成

(2)から(7)までの業務結果を踏まえ、新たな広場空間を通じたまちづくりの方針を整理すること。

当該方針は、協議体レポートの内容を踏まえつつ、抽象的な将来像にとどまらず、令和9年度以降の基本設計、公共空間利活用及びエリアプラットフォーム活動に反映できる具体的な内容とすること。

(9) エリアプラットフォーム設立準備資料の作成

令和9年度以降にエリアプラットフォームを継続的に運営できるよう、設立準備に必要な資料を作成すること。想定する資料は、エリアプラットフォームの名称案、設立趣旨案、目的及び活動内容案、構成員候補リスト、役割分担案、規約又は会則案、令和9年度活動計画案、将来的なエリアマネジメント組織の立上げに向けた論点整理等とする。

(10) 令和9年度以降のロードマップ作成

本業務の成果を踏まえ、令和9年度以降のエリアプラットフォーム活動、基本設計・実施設計との接続、整備期間中の取組、将来的なエリアマネジメント組織の立上げに向けたロードマップを作成すること。

検討にあたっては、過度に行政の人員及び予算に依存しない持続的な運営体制の構築を見据え、令和9年度以降に検討すべき論点を整理すること。

(11) 発注者打合せ及び庁内調整支援

業務の進捗に応じて、発注者との打合せを月1回程度実施すること。必要に応じて、発注者と協議の上、追加の打合せを実施することができる。

また、発注者が庁内関係課との調整、説明、協議等を行う際に必要となる資料作成について、必要な支援を行うこと。

9 成果品

受託者は、業務完了時に次の成果品を提出するものとする。

- (1) 業務報告書
- (2) 関係者ヒアリング、ワークショップ・勉強会等の記録 一式
- (3) 公共空間利活用社会実験の実施結果及び効果検証資料 一式
- (4) エリアプラットフォーム設立準備に係る資料 一式
- (5) 新たな広場利活用方針及び令和9年度以降の活動ロードマップ案

(6) その他、発注者が必要と認める資料

提出部数は、紙媒体2部及び電子データ一式とする。

電子データは、Microsoft Word、Excel、PowerPoint 等の編集可能な形式及び PDF 形式により提出するものとする。

10 支払条件 部分払い（1回）、業務完了後精算払（1回）

11 再委託

受託者は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託してはならない。

本業務における主たる部分とは、業務全体の企画立案及び進行管理、エリアプラットフォーム構築に係る方針検討、関係者調整、会議・ワークショップ等の企画運営、公共空間利活用社会実験の企画、効果検証及び成果品の取りまとめをいう。

ただし、受託者は、業務の一部について、あらかじめ発注者の書面による承認を得た上で、第三者に再委託することができる。この場合において、受託者は、再委託先の名称、所在地、再委託する業務内容、再委託の理由、履行体制その他発注者が必要と認める事項を記載した書面を提出しなければならない。

12 資料の貸与

発注者は、業務の実施に必要と認める資料を受託者に貸与するものとする。受託者は、貸与された資料を善良な管理者の注意をもって管理し、本業務の目的以外に使用してはならない。

受託者は、業務完了後又は発注者から返却を求められた場合は、速やかに貸与資料を返却しなければならない。

13 秘密保持及び個人情報の保護

受託者は、本業務の実施により知り得た秘密、個人情報、関係者情報、事業者情報等を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

受託者は、個人情報を取り扱う場合は、関係法令及び発注者の定める規程等を遵守し、適切に管理しなければならない。

14 著作権等

本業務により作成した成果品の著作権その他一切の権利は、発注者に帰属するものとする。ただし、受託者又は第三者が従前から有している著作権、ノウハウ、素材等についてはこの限りでない。

受託者は、成果品に第三者が権利を有する写真、図版、デザイン、フォント、資料等を使用する場合は、必要な権利処理を行うものとする。

15 疑義

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、発注者及び受託者が協議の上、決定するものとする。

交通規制区域

下図の赤枠に示す範囲（市道東那須野大通り線の北側3車線）が交通規制社会実験によって歩行者空間化することを計画している場所である。

なお、橙枠に示す西口駅前広場を提案箇所にも含めることも可とする。

